

親または子世帯と新たに近居・同居をお考えの方  
子育て世帯で区内で住み替えをお考えの方へ

先着  
各15世帯

## 多世代近居同居助成・ 次世代育成転居助成を募集

第1期募集期間は4月1日(水)～6月30日(火)

いずれも住み替え先の住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

※第2期・第3期の募集は広報新宿後号でご案内します。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

### 多世代近居同居助成

区内で新たに近居または同居する子世帯とその親世帯のうち、引っ越しをする世帯に、初期費用(引っ越し代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)を助成します。  
※すでに近居の状態にある方は、新たに同居する場合に限り助成の対象になります。



### 次世代育成転居助成

義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が、区内で民間賃貸住宅に住み替える際の、転居に伴う家賃の上昇分(月額35,000円を限度・最長2年間)と、引っ越し代(10万円を限度)を助成します。



# 国民年金

みんなの生活を支えています

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります(外国籍の方や中・長期在留の留学生も含む)。国民年金に加入しなかったり、保険料を未納のままにしていると、将来の「老齢基礎年金」や、万一のときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が支給されない場合があります。所得が少ないなどで保険料の納付が難しい場合には、保険料の免除・猶予の制度をご利用ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、資格取得等の届け出は郵送で手続きすることもできます。詳しくは、お問い合わせください。

### 令和2年度の国民年金保険料

令和元年度(平成31年度)に比べ、月額で130円引き上げられます。

【定額保険料】月額16,540円

※付加保険料として月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は年額200円×付加保険料納付月数)。

### 令和2年度の年金額(年額)

【老齢基礎年金】78万1,700円(満額の場合)

【障害基礎年金】▶1級…97万7,125円、▶2級…78万1,700円

【遺族基礎年金】78万1,700円

【障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額】▶第1子・第2子…22万4,900円、▶第3子以降…75,000円

## 国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

### 加入者の3つの種別

- **第1号被保険者**…自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどの方
- **第2号被保険者**…会社員・公務員(厚生年金の加入者)などの方
- **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届け出が必要となるとき	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届け出は不要※	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届け出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金を納めたい	▶国内に協力者になる親族がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に協力者になる親族がいない方…新宿年金事務所	
	海外から転入した	区医療保険年金課・特別出張所	
	就職した	勤務先	
第2号被保険者	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	就職した	勤務先	第2号被保険者
第3号被保険者	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(配偶者は第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳になる3か月前以降に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所に届け出が必要

### 問合せ

◆国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4532

◆国民年金の給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338

◆国民年金の納付・厚生年金の申請等…新宿年金事務所(大久保2-12-1) ☎(5285)8611

◆ねんきんダイヤル(一般の年金相談)… ☎0570(05)1165

◆ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)… ☎0570(003)004

◆年金事務所来訪相談予約受付専用電話… ☎0570(05)4890

◆東京都国民年金基金 ☎0120(65)4192(フリーダイヤル)・ ☎(6804)2202

◆日本年金機構ホームページ… <http://www.nenkin.go.jp/>

## 保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

区医療保険年金課年金係にご相談ください。保険料の免除等は、原則として毎年度申請が必要です。免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

#### ● 学生納付特例制度

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

#### ● 免除(全額免除・一部免除)制度

▶本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

▶退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合には利用できません)。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届け出をされている方もご相談ください。

#### ● 納付猶予制度

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

◆上記のいずれの制度も申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。申請期間に対応する前年の所得で審査するため、承認されない場合もあります。

#### ● 産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者が対象です。出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除の対象です。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金等の受給額に反映されます。

## 病気やけがで障害の状態になったときは 障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがで障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に障害年金の1級または2級に該当した場合は、障害認定日から障害基礎年金を受けることができます。障害基礎年金の受給申請について、詳しくは、区医療保険年金課年金係へお問い合わせください。

※受給には、保険料を一定期間以上納めていることが必要なため、納め忘れにご注意ください。

※20歳前に初診日がある病気やけがで障害の状態になった方は、障害年金の1級または2級に該当した場合、原則として20歳から障害基礎年金が受給できます(本人に一定額以上の所得等がある場合は支給が制限されます)。

## 請求手続きはお済みですか 年金生活者支援給付金

所得等が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するための制度です。老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で対象となる方には、元年9月以降、日本年金機構から給付金の請求に必要な書類をお送りしています。

まだ請求の手続きをしていない方は、お早めにお手続きください。

【問合せ】年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092へ。